

四日市市  
都市計画マスタープラン  
全体構想

平成23年7月  
四日市市

## 目 次

はじめに	1
1. 四日市市都市計画マスタープランの役割と構成	2
(1) 都市計画マスタープランとは	
(2) 都市計画マスタープランの位置づけ	
(3) 都市計画マスタープランの構成	
2. 策定の背景	4
3. まちづくりの基本的な考え方	5
(1) 生活者の視点に立つまちづくり	
(2) 既成市街地等の再整備と有効活用	
(3) 自然環境の保全と創出	
(4) 誰もが移動しやすい交通環境づくり	
(5) 市民と市の協働によるまちづくり	
4. 土地利用の基本方針	7
(1) 全体的な方向	
(2) 市街化区域の土地利用	
(3) 市街化調整区域の土地利用	
(4) 用途別の土地利用	
5. 都市基盤施設整備の基本方針	15
(1) 交通施設	
(2) 排水処理施設	
(3) 都市の運営に必要な都市施設	
6. 自然や緑の保全・創出の基本方針	17
(1) 樹林地、農地、水辺空間等の保全	
(2) 市街地における緑の保全と創出	
7. プランの実現に向けて	18
(1) 市民と市の協働によるまちづくり	
(2) 効果的・効率的な投資によるまちづくり	
(3) 既存ストックの維持・更新	
(4) 広域的な取り組み	
(5) まちの未来に向けて	
8. 土地利用方針図	20

## はじめに

「四日市市都市計画マスタープラン全体構想」は、本格的な人口減少・高齢社会の到来や地球規模での環境問題が大きな課題となる中、平成14年7月に策定しました。

その後、市民のみなさんと共にまちづくり（都市計画）を進めるために、平成20年1月には「都市計画まちづくり条例」を施行し、都市計画マスタープランに基づく土地利用を進めてきました。

また、当初策定時には、余剰地が多く残されていた内陸部の産業用地への企業立地が進み、新たな産業活動に供する産業用地が不足してきたことから、平成20年3月には、自然環境と調和した計画的な産業立地を誘導する目的で都市計画マスタープラン全体構想の一部変更を行いました。

さらに、平成23年度を初年度とする新たな総合計画では、目指す都市像を「みんなが誇りを持てるまち四日市」として、様々な分野での基本目標を定めています。

このため、主に土地利用や交通分野における関連計画である「四日市市都市計画マスタープラン全体構想」についても、総合計画の内容を踏まえながら、必要な見直しを行うこととしました。

なお、大規模災害への対応として、都市計画マスタープラン全体構想の見直しが必要となった場合には、適切に修正を行います。